OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	豊臣政権形成過程と大坂城の研究
Author(s)	中村, 博司
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/61412
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　中　村　博　司　）	
論文題名	豊臣政権形成過程と大坂城の研究

【本研究の意図】

羽柴（豊臣）秀吉は、天正１０年６月に横死した織田信長の後継者として、翌年５月に大坂城を本拠とする中央政権を樹立（以下、豊臣政権という）し、僅か７年後の天正１８年７月には北条氏を小田原に攻めて屈服させて天下統一を成し遂げた。こうした全国制覇の歩みのなかでの大きな画期は、天正１３年７月の関白任官であろう。それまでの期間は、いわば秀吉が政権の枠組みを模索していた時期であるが、関白政権の成立によってそれが確定し、以後の道のりを確かなものにした。そういう意味で、関白任官こそ天下統一に至る時期を前後に分ける画期となった出来事と見るべきであろう。

本研究は、まず第一に、この関白任官に至るまでの、天正１０年６月の清須会議から翌１１年の賤ヶ岳合戦・大坂築城、１２年の小牧長久手合戦などを経て１３年７月の関白任官に至るおよそ３年間に視座を据えて、この間の政権構想にかかわる諸課題を検討するものである。この作業により、秀吉による関白政権の形成過程を明らかにするとともに、それが如何なる歴史的意義を有する期間であったのか、という政権移行期に特有の深刻かつ豊富な課題が明らかになることを意図した。

また第二に、関白政権形成期の軍事的・政治的本拠地となったのが大坂城であり、秀吉が如何なる構想のもとにその経営を図ったのかという問題は、政権そのものの有り方とも密接なかかわりを持つものである。かかる認識のもと、本研究では大坂城とその城下町の検討、および聚楽第・伏見城経営との相関関係に関する論考をも収め、政権構想と絡めてその構造的変遷を論ずることとした。

【各論文要旨】

序　章　豊臣政権形成過程にかかわる研究史

本章では、豊臣政権の形成過程を検証する前提として政権の枠組み(時期区分、画期など)をめぐる記述に注目して明治以降の研究史を概観した。その結果、豊臣政権の枠組みについての議論は、明治時代以来、織豊期にかかわる通史的叙述のなかで言及され、その限りにおいて概ね共通理解が得られてきたということはあっても、それ自体が独立した考究の対象になることはこれまで基本的にはなかったと言わざるを得ないように思われた。従って、そこには今もなお解明すべき論点が多く残されていると結論づけた。

第１章　「清須会議体制」下の羽柴秀吉の政治的立場と課題―その居城普請と洛中支配・居所の在り方をめぐって―

本章では、清須会議から大坂築城の着手に至る一年数カ月間における、織田家宿老としての秀吉の立場をめぐって、清須会議において約諾された三法師（信長嫡孫）を家督として盛り立てていく「誓印之置目」がその後の織田一門や宿老衆を規定することとなった点に着目してこの体制を「清須会議体制」と呼び、宿老の一角を占めた秀吉が、何時頃如何なる経過を経てその立場を脱し、信長後継者としての道を歩み始め得たのかという課題をその居城経営・洛中支配・洛中居所というテーマをとりあげて探った。

その結果、当時の秀吉による京都とその近郊をめぐる支配は相当不安定であったことが明らかとなったが、これはこの体制下の秀吉があくまで播磨に本拠を置く織田家宿老の一人にすぎないという立場からする構造的な限界に起因するものであった。秀吉はこの立場を止揚すべく、柴田勝家・織田信孝らに三法師に対する反逆者の烙印を押して倒すことに奔走し、賤ヶ岳合戦によって彼らを倒すことに成功すると、播磨姫路を弟の羽柴秀長に譲って五畿内の一角である摂津大坂に入城するとともに、三法師やその名代信雄をも畿内から排除するという挙に出、一気に自らを織田家宿老という立場から解放するとともに、中央政権の樹立に成功したのである。

第２章　本願寺の貝塚・天満移転をめぐる諸問題

本章では、天正11年７月に行なわれた本願寺顕如らの貝塚移座および同13年５月に行なわれた天満移座の経過と意義をめぐって、秀吉による紀州攻めとの関係性という観点から検討した。

その結果、この移座問題は大坂を本拠地として天下統一事業を進めようとしていた秀吉の喉元に突き刺さった矢である紀州の反秀吉勢力の征圧と関連して捉えるべきものであること、また天満への移座は、秀吉と本願寺との間であらかじめ交わされていた内約が実行された結果であったと見られること、そして、もはや武家権力と軍事的に伍しての存立が現実的でないと判断した顕如らがこの移座を好機と捉え、積極的に秀吉政権の傘下に入ることで自らの新しい運命を切り開こうとしたということを指摘した。

第３章　「大坂遷都論」再考―羽柴秀吉の政権構想をめぐって―

本章では、内田九州男による大坂遷都構想をめぐる一連の論考（「大坂遷都論」）をどう評価するのかという問題について検討して、秀吉が信長後継者としての地位を確立した天正１１年５月から、関白公邸としての聚楽第築造に着手する同１４年２月にいたるまでのおよそ２年９ヶ月を対象に、その政権構想を探った。

その結果、内田の「大坂遷都論」を構成する秀吉の将軍就任と開幕、朝廷や五山を軸とした京都の大坂移転、聚楽築城の意図に関

する議論はいずれもなりたたず、天正11年９月頃に提起したとされる大坂遷都の構想は総体として成立しないと考えられた。そもそもこの段階の秀吉は、政権を始動したものの、なお周囲の敵も多く、ようやく京都に屋敷を営むことができたにすぎず、いまだ今後の政権運営については、確たる方針を打ち出すことはできなかった。そうしたなか、翌年３月から小牧長久手合戦を戦う秀吉が、やがて和平工作を進めるなかで公武の頂点に立つ関白への任官を視野に収めた叙任運動を開始することとなるが、これは関白任官が天下統一事業を推し進めるうえで最も効果的な方途を得る機会と捉えた秀吉の積極的かつ用意周到な路線変更であった。そこに「大坂遷都」とその失敗という要素を入れなければならない必然性は存在しない、と結論づけた。

第４章　羽柴秀吉の五畿内支配構想 ―大村由己「柴田合戦記」の史料批判を通じて―

秀吉の全国支配の構想について「惣無事令」論を提起した藤木久志は、秀吉が統一事業を進めるにあたって、関白高権を元とした「惣無事令」によって東国・西国大名の紛争を調停しようとし、この「令」を関白秀吉による「職権的な広域平和令」と規定、従わない場合には叡慮を体した関白軍による軍事制圧という手段を取ったとした（『豊臣平和令と戦国社会』）。一方ここ１０年程、「惣無事令」論の再検討が精力的に進められ、特に近年、東国、北国・西国における「惣無事令」の有り様が論じられてきている。

このように「惣無事令」論研究の現状は、豊臣政権による関東・奥羽、あるいは中国・西国・北国などにおける支配の構想にかかわる議論となっているが、そこには秀吉が政権の足元であり拠点であった五畿内についての支配構想を問う観点が抜け落ちている。そこで本章では、大村由己の「柴田退治記」（天正１１年１１月成立。『天正記』の内）の検討を軸としてこの問題を論じた。

その結果、秀吉は天正１１年５月頃、大坂城を中心とし畿内の主な諸将の居城を「外構え」とする五畿内支配の構想を持っていたことが明らかとなった。ただ、この段階の構想は秀吉の限界性からくる暫定的なもので、秀吉は１３年７月の関白任官前後からその再編成に着手し、同年閏８月の大規模な転封により一気に秀吉・秀長兄弟による五畿内掌握を完成させ、大坂城を中心とする五畿内支配構想を完成させた。そして秀吉は、この体制を維持して小田原攻めを敢行して全国制覇を成し遂げたのである。このように、秀吉は政権樹立当初から大坂城を取巻く五畿内と近隣諸国の豊臣一門化を進めようとしてきたが、その発想の基盤にあったのが「大坂城―五畿内外構え体制」とでもいうべき構想にあった。秀吉はこの体制を政権のバックボーンとしながら全国の征圧事業に奔走したのであるから、これこそが豊臣政権の中核とも言うべき体制であったことは間違いない。

補論１　天正十～十三年における三好信吉（豊臣秀次）の動向について

本論では、活動実態がほとんど明らかではなかった天正１０～13年の信吉の動向を関係史料の再検討により探ることとした。

その結果、信吉が秀吉の意向に従って行なった活動が明らかとなり、五畿内支配構想に一定の役割を果たしていたことが判明した。

第５章　豊臣期大坂の「惣構」をめぐる諸問題

戦前までの研究では、大坂城の平面構造は本丸・二之丸・惣構（「三之丸」と同義とする）の三重とされてきたが、戦後になると本丸・二之丸・三之丸・惣構（「惣構」と「三之丸」は別）の四重構造との説が現われた。そうしたなか、大手前で行なわれた大阪府警本部建替工事に伴う発掘調査をきっかけに大坂城の「惣構」と「三之丸」の関係や構造が改めて論点として浮上してきた。

本章では、従来の「惣構」・「三之丸」理解の再検討を通じて、新たな「惣構」・「三之丸」像を提示し、城と城下町を含む都市大坂の成り立ちや構造的変遷の実像の一班に迫った。その結果、「惣構」は構築以降廃絶に至るまで一貫して同一形態・同一構造であったのではなく、時々の情勢の変化によって変貌を遂げてきたもので、特に慶長４年の天満堀川開削によって上町のみならず天満をも囲い込む形の「惣構」が完成したことを明らかにした。また、従来文禄３年に完成したとされる２㌔㍍四方にも及ぶ大城郭は、天正16年に完成した本丸・二之丸から成る大坂城を中核とし、上町・天満の城下町を「惣構」で囲った都市大坂であったとし、慶長19年10月段階で、天満を放棄し上町城下町のみを囲む新たな「三之丸」を最外郭とする大城郭となることを主張した。

第６章　慶長三～五年の大坂城普請について―「三之丸築造」をめぐる諸問題―

本章では、秀吉最晩年の慶長３年に始められた大坂城の普請について、それを伏見から大坂への移住を命ぜられた大名の屋敷地造成のために作られた新たな曲輪「三之丸」の構築であるとする説を再検討するために普請関係史料を再吟味した。

その結果、当時の普請関係史料には一切「三之丸普請」という文言なく、「大坂普請」・「大坂御普請」とだけ出てくることを見出した。それを踏まえ、この時秀吉のもとで行なわれた普請は「三之丸」普請ではなく、大坂城の各虎口の前面に馬出曲輪を設けること、天満堀川の開削、移住大名の屋敷地造成であるとした。そして、大名屋敷用地については、「三之丸」といわれるような広大な曲輪ではなく、城西の二之丸堀外（大阪府庁舎付近）を塀で囲ったおよそ23万㎡の区域であろうとした。

補論２　秀吉の大坂城拡張工事―文禄三年の大坂城惣構普請をめぐって―

本論では、秀吉の居城普請と政権構想との関係を論じた。文禄３年の大坂城惣構堀普請は淀城破却、伏見城惣構・淀川堤・槇島堤構築などと並行して実施された。その分析を通じてこれら一連の工事の歴史的背景に秀吉と秀次・秀保兄弟との確執を見出した。

補論３　松平忠明の大坂城「三ノ丸壊平・市街地開放」をめぐって

本論は、大坂夏の陣直後の慶長20年６月、新たに大坂城主とされた松平忠明（家康の外孫）が実施したとされてきた大坂城の「三ノ丸壊平・市街地開放」を再検討したものである。これにより、「三之丸壊平」の意味が明らかになった。

終章　本研究のまとめと今後の展望

本章においては、上記した諸論文のまとめと残された課題を示して今後の展望を述べた。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　中村　博司　）	
論文審査担当者	（職）　氏　名 主 査　大阪大学　教授　村田　路人 副 査　大阪大学　教授　川合　康 副 査　大阪大学　准教授　野村　玄

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式７別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：　豊臣政権形成過程と大坂城の研究

学位申請者　中村　博司

論文審査担当者
主査　大阪大学教授　村田　路人
副査　大阪大学教授　川合　康
副査　大阪大学准教授　野村　玄

【論文内容の要旨】

本論文は、豊臣秀吉が天下人として中央政権を樹立していく過程とその政権構想、および豊臣時代の大坂城の実態を明らかにしたものである。本論文は、序章、６つの章、３つの補論、および終章から成り、９つの章および補論は２部に構成されている。分量は 400 字詰原稿用紙に換算して約 770 枚にのぼる。

序章「豊臣政権形成過程の研究史」では、明治期以来の豊臣政権形成過程に関わる研究史を整理し、天正 10 年（1583）６月の山崎合戦から同 13 年７月の豊臣秀吉の関白就任に至る政治的動向の本格的検討がいまだに行われていないことを指摘するとともに、本論文では、この間の秀吉の政権構想に関わる諸課題を政治史的視角から検討するとしている。

第一部「豊臣政権形成過程論」は４つの章と一つの補論から成る。第一章「『清洲会議体制』下の羽柴秀吉の政治的立場と課題―その居城構築と洛中支配・居所の在り方をめぐって―」は、天正 10 年６月に成立した「清洲会議体制」から秀吉が脱し、天下人への道を歩み始めるまでの過程を、居城経営と洛中支配の両側面から検討したもので、その画期を翌年４月の賤ヶ岳合戦勝利においている。

第二章「本願寺の貝塚・天満移座と羽柴秀吉の紀州攻めについて」は、本願寺の貝塚移座（天正 11 年７月）および天満移座（同 13 年８月）は、同時期の秀吉による紀州攻め計画と関連させて論じる必要性があるという認識のもと、移座の過程を明らかにしたものである。

第三章「『大坂遷都論』再考―羽柴秀吉の政権構想をめぐって―」は、主として内田九州男氏の「大坂遷都論」（秀吉は天正 11 年９月頃に大坂遷都と大坂開幕を構想していたという説）に対して全面的批判を試みたもので、大坂遷都を表明した時期は大坂の首都化を図りうる条件が存在しなかったとしている。

第四章「羽柴秀吉の五畿内支配構想―大村由己『柴田合戦記』の史料批判を通じて―」は、天正 10 年６月の本能寺の変以後同 13 年７月の関白政権樹立までの間における秀吉の五畿内支配構想を、秀吉の構想がよく反映されている「柴田合戦記」（「柴田退治記」）を中心的に検討することにより、大坂城を中心に４ヵ国の城主により四周を固める「大坂城―五畿内外構え体制」の成立・完成の過程を明らかにしたもので、同 11 年５月および同 13 年５月～閏８月の２つの画期があったとしている。

補論１「天正十～十三年における三好信吉（豊臣秀次）の動向について」は、本能寺の変から秀吉の関白任官までの三好信吉（のちの豊臣秀次）の政治的動向を解明したものである。

第二部「豊臣期大坂城論」は、２つの章と２つの補論および終章から成る。第五章「豊臣期大坂の『惣構』をめぐる諸問題」は、天正 16 年の大坂城本丸・二の丸完成のあとに実施された文禄３年（1594）の惣構普請および慶長４年（1599）の天満普請の検討をふまえ、大坂城下町および惣構のあり方について時期区分を試みたものである。

第六章「慶長三～五年の大坂城普請について―『三之丸築造』をめぐる諸問題―」では、慶長３年から同５年にかけて行われた、いわゆる「三之丸」の普請の内実は、大手口などの各口を防御するための馬出曲輪の設置や天満堀川の普請、限定された地域にのみ行われた大名屋敷普請であったとしている。

補論２「秀吉の大坂城拡張工事―文禄三年の惣構普請をめぐって―」は、文禄３年の大坂城拡張工事（惣構構築）を、前年のお拾い（のちの秀頼）誕生を契機とする関白秀次孤立化政策の一環としてとらえるべきことを主張したもの、補論３「松平忠明の大坂城『三ノ丸壊平・市街地開放』をめぐって」は、大坂夏陣後に大坂城主となった松平忠明による、いわゆる「三ノ丸壊平・市街地開放」は、惣構堀の跡地に残されていた防御施設の残骸撤去であったことを明らかにしたものである。

終章「本研究のまとめと今後の展望」では、各章のまとめを行うとともに、今後の展望について述べている。

【論文審査の結果の要旨】

豊臣秀吉が織田家有力家臣の一人という立場を脱し、中央政権の担い手となるまでの政治的な動きといえば、直ちに清洲会議、賤ヶ岳の合戦、小牧・長久手の戦いなどの諸事件が想起されるように、ある意味では戦前来よく知られている。しかし、実際にはこの時期の政治史的研究は極めて不十分にしかなされていないのである。本論文は、そのような現状をふまえ、豊臣政権の形成過程を、特に天正 10 年（1582）の本能寺の変以降、秀吉が関白に任官する同 13 年までの時期における中央の政治的動向、および大坂城形成史という二側面から論じたものである。本論文は、これまで本格的に取り上げられることのなかった諸事実を明らかにするとともに、いくつかの通説的理解に対して変更を迫っており、本格的な豊臣政権形成史論といってよい。

本論文の意義として第一にあげられるのは、政権形成史分析の方法として居城のあり方（築城地の選定、城郭の構造、築城後の拡張工事など）に注目したことである。清洲会議後の山崎城・大坂城・妙顕寺城の築城や、築城後の数次にわたる大坂城拡張工事を、政権形成過程と結びつけて論じたことは、政権形成史研究の方法論的提起として評価できる。

第二は、本願寺の貝塚移座問題を、秀吉の紀州攻めと絡めつつ天満移座まで見通して分析したことである。これまで本願寺の移座問題と秀吉の紀州攻めを結びつけて考えようとする試みは行われておらず、これは新たな分析視角の提示といってよい。また、移座問題は秀吉の大坂城下町構想と切り離して考えることができないことを示したという点でも意義がある。

第三は、長年学界で注目されているにもかかわらず本格的な再検証の試みがなされていなかった、いわゆる大坂遷都論を正面から取り上げ、全面的な批判を加えたことである。批判は妥当であり、本論文は、今後、大坂城下町構想を含めた秀吉の政権構想を考える上で無視し得ない業績となろう。

第四は、天正 13 年までの畿内における秀吉の大名配置政策の流れを段階的に把握し、最終的に「大坂城―五畿内外構え体制」を完成させたとしたことである。大坂城の建設や個々の大名の配置換えの事実については、従来から知られているものの、政権の基盤というべき畿内の防御体制の構築過程を豊臣政権形成史の中に明確に位置づける試みはこれまでなされておらず、この点評価できる。

第五は、豊臣期大坂城研究のレベルを大きく引き上げたことである。本論文では、従来の惣構概念にとらわれず、あらたな惣構理解を示した。また、三之丸の用語が慶長 16 年（1611）以降に史料に登場することなどから、大坂の陣の前に新たな惣構・三之丸理解が形成されたとする考え方は斬新である。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。本論文は基本的には政権構想論として組み立てられており、現実に豊臣政権がどのような権限のもと、朝廷・寺社・諸領主・民衆に対してどのような支配を行ったのか、またそれに対する反応はどのようなものであったのかという観点からの考察は十分でない。また、史料批判の不十分さや、やや強引な結論づけが感じられる部分もいくつかある。しかし、これらの問題点は、本論文の価値に較べれば、小さなものというべきである。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。